

「国と地方の協議」(平成26年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地域活性化推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理		
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討							【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行う方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの		
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
つくば国際戦略総合特区	1507	搭乗型移動支援ロボットの規制緩和	日本再興戦略(成長戦略)の実現は急務であり、つくば国際戦略総合特区「生活支援ロボット実用化プロジェクト」では、我が国発のロボット機器の市場化と国際標準化に取り組んでいる。そのうち搭乗型移動支援ロボットは、日本メーカーの製品開発も進展し実用化が高く見込まれるものであるが、現状では明確な法的位置づけがなく、日本の公道を走行することができない。つくば市ではこれまで構造改革特区を活用し特例で公道実験を行ってきたところであり、企業等の参画が拡大している中、産業化・実用化に向け制度設計(法整備)が早急に求められている。具体的には、現状の構造改革特区の実験スキームだと、実験中は保安要員の配置が義務づけられるなどの課題があり、実利用を想定した単独走行による実証実験や社会実験に向けた大規模な活用実証(シェアリング等)の実施が困難である。以上から、近く産業化が見込める一定のロボット(ハード面及びこれまでの実験実績から一定の基準を満たすもの:セグウェイとウイングレット(トヨタ)を想定)については、特区内の定めるエリアにおいて、保安要員を配置しない状態で、社会実証を進められるよう検討いただきたい。	つくば国際戦略総合特区「生活支援ロボット実用化プロジェクト」は、つくば発のロボット機器の市場化により、我が国の成長戦略に貢献することを命題としており、公道等の実験場をフィールドに搭乗型移動支援ロボットの大規模社会実験を行なうことで、新たなロボット産業の育成や制度構築を進めたい。なお、大半の欧米諸国においては、セグウェイ等の搭乗型移動支援ロボットが既に制度上に位置づけられ、製品化や様々な活用が進展している。	1回目	警察庁	交通局 交通企画課 交通規制課	①道路交通法 ②「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」に係る特例措置について(平成24年12月27日付け警察庁丁交企発第177号、丁規発第92号)	A-1	次回の構造改革特別区域基本方針の一部改正時を予定	-	保安要員の配置については、搭乗型移動支援ロボットの試験中に事故が発生した場合等の緊急時の連絡や周囲の歩行者への注意喚起を実施するなど実証実験を安全に実施するため、実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する許可基準に含まれている。	実務者レベル打合せの結果を踏まえ、「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)における「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験(以下「実証実験」という。))を実施する際に配慮することとされている保安要員について、搭乗型移動支援ロボット(実証実験において既に使用され、搭乗している者が保安要員としての業務を安全に行えるものに限る。)に搭乗して保安要員としての業務を行うことを認めることとする。	a	貴庁の御見解については、了解することとしたい。	自治体の提案は実現可能となったため協議を終了する。	i
					2回目												
つくば国際戦略総合特区	1901	揮発油等の品質の確保に関する法律の適用関係の明確化	蒸留産生成化水素オイル(重油相当)を自動車用燃料として軽油と混和すること及び消費・販売することについて、品種法の適用関係を公式にお示しただけ、あるいは特区内の特例として、新たな位置づけをしていただき、将来の実用化を見据えた法令上の整理をお願いしたい。	蒸留オイル混和軽油を早期に実用化するためには、大量増産に向けた技術開発と並行して、燃料として実際に使用した場合における技術的課題の解決と規制の整理等が不可欠である。	1回目	経済産業省	石油流通課	揮発油等の品質の確保に関する法律第2条第6項、第2条第9項、第17条の7、第17条の8	D	-	-	揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品種法」という。))においては、国民生活と関連が深い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を確保することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。この法律において、揮発油や軽油にバイオ燃料を混和する事業者に対し、登録を義務付けるとともに、こうした事業者に対し、生産した揮発油や軽油を販売又は消費しようとするときに、その品質が強制規格に適合していることを確認する義務を課している。具体的には、バイオ燃料の中でも規制対象とすべき燃料を、「その混和の方法が適切でないときには、当該混和により生産される石油製品の品質に著しい影響を及ぼすおそれがあるものに限る。」として、揮発油に混和する場合にあつては、エタノール又はエチルターシャリーブチルエーテル、軽油に混和する場合にあつては、脂肪酸メチルエステルとしている。ただし、ここで言う「規制対象外」はあくまで「特定加工」に当たらないことなので、特定加工には当たらないが、実際揮発油から作って自動車の燃料用の軽油として販売する場合には「品種法の軽油の品質規格を満たす必要がある。なお、自ら消費する場合には、品種法の規制は適用されないが(品種法第2条第9項)、利用の安全確保の観点から、生産業者や特定加工業者に課している品質確認を行うことが望ましいと考える。	「つくば国際戦略総合特区で精製された揮発油が、脂肪酸メチルエステルでなく、混和により生産される石油製品の品質に著しい影響を及ぼすおそれがない場合は、軽油への混和自体は品種法では規制されていない。販売する際は品種法で定める軽油の品質規格を満たせば現行制度のもと消費者への販売は可能である(品種法第17条の7(品種法施行規則第22条))。なお、自ら消費する場合には、品種法の規制は適用されないが(品種法第2条第9項)、利用の安全確保の観点から、生産業者や特定加工業者に課している品質確認を行うことが望ましいと考える。	b	品種法及び貴省御見解を総合的に勘案すると、本件で行う混和については、「揮発油が「脂肪酸メチルエステル」でないことを確認できれば、軽油と揮発油との混和は「特定加工」に当たらず規制対象外であることとお示しいただいたものと理解したい。この理解で正しければ、了解することとしたい。	自治体は「揮発油が「脂肪酸メチルエステル」でないことを確認できれば、軽油と揮発油との混和は「特定加工」に当たらず規制対象外であること」を認めており、経済産業省は自治体の回答を踏まえて見解を示すこと。	
					2回目				D	-	-	「揮発油が「脂肪酸メチルエステル」でないことを確認できれば、軽油と揮発油との混和は「特定加工」に当たらず品種法における規制対象外との理解で正しい。ただし、ここで言う「規制対象外」はあくまで「特定加工」に当たらないことなので、特定加工には当たらないが、実際揮発油から作って自動車の燃料用の軽油として販売する場合には「品種法の軽油の品質規格を満たす必要がある。なお、自ら消費する場合には、品種法の規制は適用されないが(品種法第2条第9項)、利用の安全確保の観点から、生産業者や特定加工業者に課している品質確認を行うことが望ましいと考える。	「揮発油が「脂肪酸メチルエステル」でないことを確認できれば、軽油と揮発油との混和は「特定加工」に当たらず品種法における規制対象外との理解で正しい。ただし、ここで言う「規制対象外」はあくまで「特定加工」に当たらないことなので、特定加工には当たらないが、実際揮発油から作って自動車の燃料用の軽油として販売する場合には「品種法の軽油の品質規格を満たす必要がある。なお、自ら消費する場合には、品種法の規制は適用されないが(品種法第2条第9項)、利用の安全確保の観点から、生産業者や特定加工業者に課している品質確認を行うことが望ましいと考える。	a	貴省の御見解については了解としたい。なお、本走行実証については貴省との相談を踏まえ「自ら消費」として実施する方針である。また、将来的に揮発油を混和した軽油を販売する場合には、貴省に事前に相談することとしたい。	経済産業省の見解について、自治体が了承したため協議を終了する。なお、自治体から相談があった場合、経済産業省は必要に応じて助言を行うこと。	iii